

個人企業経済調査及び個人企業経済統計の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
I 個人企業経済調査(基幹統計調査)の変更		
1 調査計画の変更 (1)調査の目的及び調査対象の範囲の変更	① 調査対象となる産業の範囲を限定的に規定している調査の目的を変更し、調査対象の範囲を、おおむね全産業に拡大	・適当と整理 (調査結果の利活用のより一層の促進に資するもの)
	② 報告単位を事業所単位から個人企業単位に変更	・適当と整理 (報告者負担の軽減及び正確な記入の確保に資するもの)
(2)報告者の数及び選定方法の変更	① 上記(1)の変更を受け、標本設計を見直し、報告者数を、約3,700から約37,000に拡大	・適当と整理 (結果精度を高め、詳細な集計に資するもの)
	② 調査期間を3年とした上で、毎年3分の1ずつ交替させるローテーション・サンプリングを導入	・適当と整理 (統計法施行状況審議で示された方向性を踏まえたものであり、統計の正確かつ安定的な作成・提供に資するもの)
(3)報告を求める期間(周期及び実施時期)及び報告を求める事項の変更	① 動向調査(四半期調査)と構造調査(年次調査)を統合し、年次調査に集約	・適当と整理 (①報告者数が大幅に増加する中、調査実務上の負担及び報告者の記入負担の両面から四半期調査の維持が困難であること、②調査結果の利活用を勘案したもの)
	② 調査の実施時期を「5月20日～6月末」に変更	・適当と整理 (他の統計調査の実施時期及び報告者の実情に沿った変更)
	③ 調査票の統合に伴い、報告をを求める事項を整理	・おおむね適当と整理 ◆ただし、今回の変更により四半期調査を取りやめることの代替措置等の理由から、調査事項の一部について追加及び修正の必要性を指摘 ⇒【今後の課題①】
(4)報告を求める方法の変更	○ 都道府県経由の調査員調査から、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更	・適当と整理 (①報告者数が大幅に増加する中、都道府県職員及び統計調査員の業務負担を大幅に増やすことが困難であること、②第Ⅱ期基本計画において、民間事業者の効果的かつ適正な活用が求められており、調査実施者において、適切な対応が講じられること) ⇒【今後の課題②】
(5)集計事項の変更 ※未諮問基幹統計の確認を含む。	○ 新たに都道府県別集計を行うとともに、調査事項の変更に伴う集計事項の見直し	・適当と整理 (地域統計拡充のニーズに対応するものであること)

項目	変更内容等	答申案の概要
(6) 調査結果の公表時期の変更	○ 年次調査への集約及び調査時期の変更に伴い、公表時期を変更	<p>・現時点において適当と整理 (①調査計画の大幅な見直しを踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供するために慎重な審査・集計の実施するものであること、②利活用上の支障が生じないよう対応)</p> <p>⇒【今後の課題③】</p>
2 前回答申における課題への対応状況 ※統計審議会(当時)答申(平成13年11月)	① 電子商取引の状況についての把握	<p>・適当と整理 (電子商取引を行った個人企業の割合が低く、結果表章に必要な標本数の確保が困難であることにより対応を見送り)</p>
	② 郵送調査等の調査方法の導入	<p>・適当と整理 (今回の変更により、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更)</p>
3 オンライン調査の推進		<p>・適当と整理 (今回の変更により、オンライン調査を導入するものであり、オンラインによる回答に支障が生じないよう配慮する取組を確認)</p>
II 個人企業経済統計(基幹統計)の指定の変更		
	○ 統計の作成対象となる産業を限定して規定していた作成目的を変更	<p>・適当と整理 (個人企業に係る全体像のよりの確な把握や、産業間の比較可能性の向上等に資する)</p>

《今後の課題》	<p>① 「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、報告を求める事項を再検討。ただし、個人企業を対象にする本調査の特性を考慮し、記入可能性及び報告者負担を把握した上で、慎重に検討</p> <p>② 民間委託に伴う対応状況と影響について検証し、必要に応じて、その改善を実施</p> <p>③ 変更後の計画による調査実務上のノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討</p>
---------	---